

公益財団法人日本バスケットボール協会 国内競技会の開催手続きに関する運用細則

本細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)の基本規程第131条〔国内競技会の主催〕第2項および第131条の2〔開催手続きに関する細則〕に基づき、国内競技会の開催手続きに関する事項について定める。

1. 競技会の区分

国内競技会開催にあたっての競技会の区分は以下のとおりとする。

(1) 公式競技会A

JBAが企画した競技会もしくは全国規模の競技会の予選会としてJBAが規定する競技会、または都道府県バスケットボール協会(以下「都道府県協会」という)もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る(複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ)規模(出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む)であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 公式競技規則に則り行われること
- ② 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手が日本国内で活動している場合は、JBAに加盟または登録していること
- ③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件(その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考)により選抜された選手で構成されたチームであること

(2) 公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会もしくは都道府県規模の競技会の予選会として都道府県協会が規定する競技会、または都道府県バスケットボール連盟(以下「都道府県連盟」という)が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 公式競技規則に則り行われること
- ② 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件(その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考)により選抜された選手で構成されたチームであること

(3) 準公式競技会A

JBAが企画した競技会または都道府県協会もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る規模(出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む)であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

(4) 準公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会または都道府県連盟が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

(5)承認競技会A

各種連盟または第三者が企画した複数都道府県に亘る規模であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBAに登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

(6)承認競技会B

地区・市区郡町村バスケットボール協会(以下「地区・市区郡町村協会」という)または第三者が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場選手は原則としてJBAに登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独のチームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

2. 競技会の開催手続き手順

国内競技会開催にあたっての手続き手順は以下のとおりとする。

(1)公式競技会Aの開催手続き手順

- ① JBAが主催者(都道府県協会および各種連盟(全国連盟))に対して次年度の競技会開催申請を依頼(前年度7月ごろ依頼。提出締切は前年度8月末日)
- ② 主催者は、JBAに対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
- ③ JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ⑤ 競技会の開催
- ⑥ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

※ 年間競技日程決定後の申請については、都度(開催日所属月の前々月の末日までに)上記②以降の手順により行う。

(2)公式競技会Bの開催手続き手順

- ① 都道府県協会が主催者(都道府県連盟)に対して次年度の競技会開催申請を依頼
- ② 主催者は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出

- ③ 都道府県協会(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
 - ④ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付
 - ⑤ 競技会の開催
 - ⑥ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出
- ※ 年間競技日程決定後の申請については、都度(都道府県協会が定める期日までに)上記②以降の手順により行う。

(3) 準公式競技会Aの開催手続き手順

- ① 主催者(都道府県協会または各種連盟)は、JBAに対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
※提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日
- ② JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ③ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ④ 競技会の開催
- ⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(4) 準公式競技会Bの開催手続き手順

- ① 主催者(都道府県連盟)は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出
※提出締切:都道府県協会が定める期日
- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ③ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付
- ④ 競技会の開催
- ⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出

(5) 承認競技会A(BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチを除く)の開催手続き手順

- ① 主催者(ブロックバスケットボール連盟、都道府県連盟または第三者)は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、(承認の場合)承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出
※JBAへの提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日
- ③ JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ⑤ (有料競技会の場合)JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

- ⑦ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(6)承認競技会A(BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチ)の開催手続き手順

- ① 主催者(Bクラブ、B3クラブまたは第三者^{※1})は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

※1:必ず対戦予定クラブの承諾を得ていること

- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、(承認の場合)承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出。その際、当該申請書の写しを主催者に返信

※JBAへの提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日

- ③ JBA(事務総長)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

- ④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対し規定の納付金(JBA納付金)を納付

- ⑤ (有料競技会の場合)JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

- ⑦ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(7)承認競技会Bの開催手続き手順

- ① 主催者(地区・市区郡町村協会、都道府県連盟または第三者)は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出

※提出締切:都道府県協会が定める期日

- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

- ③ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付

④ 競技会の開催

- ⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出

(8)競技会区分が不明瞭な競技会の開催手続き手順

1)都道府県協会または各種連盟(全国連盟)が主催者の場合

- ① 主催者は、JBAに対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

※提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日

- ② JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

2)都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が主催者かつ複数都道府県に亘る規模の場合

- ① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

- ② 都道府県協会は、JBAに対して開催申請書を(競技会区分の判断はせず、承認可否を判断の上)

提出

- ③ JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3) 都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が主催者かつ単独都道府県内で完結する規模の場合

- ① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書(「開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出
② 都道府県協会は、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3. 国内有料競技会開催におけるJBA納付金

国内有料競技会(入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ)開催にあたってのJBA納付金基準は以下のとおりとする。

(1) 納付金額

- 1) 国内有料競技会開催時に主催者がJBAに支払うJBA納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。
- ① 最も高額な入場料金(チケット単価)に10を乗じた額
② 30,000円
- 2) 入場料金を徴収しない競技会のJBA納付金は無料とする。

(2) 納付方法

- 1) JBA納付金の振込先は、下記口座とする。
三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通預金 口座番号:0706048
口座名義:公益財団法人日本バスケットボール協会 事業口
- 2) JBA納付金の納付期間は、JBAの競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。
- 3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

(3) 納付金の配分

都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が複数都道府県に亘る国内有料競技会を開催する場合、JBAは、当該競技会開催地の都道府県協会にJBA納付金の半額(50%)を配分する。

4. 国内有料競技会開催における都道府県協会納付金

国内有料競技会開催にあたっての都道府県協会納付金基準は以下のとおりとする。

(1) 納付金額

- 1) 国内有料競技会開催時に主催者が都道府県協会に支払う都道府県協会納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。
- ① 最も高額な入場料金(チケット単価)に5を乗じた額
② 15,000円
- 2) 入場料金を徴収しない競技会の都道府県協会納付金は無料とする。

(2) 納付方法

- 1) 都道府県協会納付金の振込先は、各都道府県協会が指定する口座とする。
- 2) 都道府県協会納付金の納付期間は、都道府県協会の競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。
- 3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

2018年3月7日制定

2018年4月1日施行